

酒々井町議会基本条例（案）パブリックコメント意見提出様式

令和3年2月 日提出

条例の名称	酒々井町議会基本条例		
住 所			
氏 名		年 齢	歳
連 絡 先			

ご意見・ご提言の内容	
該当箇所 ○条	

注意事項

- ①障害などの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受付できません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町議会の考え方をホームページ等で公表します。
- ③意見書提出にあたり住所・氏名・年齢等の記載は必須ではありませんが、記載された住所、氏名は公表しません。
- ④意見に対する個別の回答は行いません。
- ⑤意見等の提出にあたっては、この様式のほか、任意の様式でも結構です。ただし、上記と同様の内容を記入して提出してください。